

児童手当制度改正のお知らせ

—令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます—

児童手当法の改正により、令和6年10月分から児童手当の制度改正（拡充）が行われます。
制度改正後の初回支給は、令和6年12月11日（水）を予定しています。

支給にあたっては、申請が必要な場合と不要場合があります。裏面の申請フローを確認し、申請が必要な場合は、期間内に手続きをしてください。

1. 改正の内容

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学生まで （15歳到達後最初の年度末まで）	高校生年代まで （18歳到達後最初の年度末まで）
所得制限	所得制限あり ※所得によって児童手当と特例給付に わかれる。所得上限を超える場合、手 当は支給されない。	所得制限なし
手当月額	3歳の誕生日まで：15,000円 3歳から小学校修了前 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生：10,000円 特例給付の場合：5,000円	第1子・第2子 3歳の誕生日まで：15,000円 3歳から高校生年代まで：10,000円 第3子以降 0歳から高校生年代まで：30,000円
第3子以降の 算定対象	高校生年代まで （18歳到達後の最初の年度末まで）	大学生年代まで （22歳到達後の最初の年度末まで）
支給月	年3回（10月、2月、6月） ※前月までの4か月分を支給	年6回（偶数月） ※前月までの2か月分を支給

2. 申請が必要な方

- 所得上限限度額以上の所得がある等の理由により、現在、児童手当・特例給付を受給していない方
- 現在、児童手当・特例給付を受給していて、大学生年代（18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで）の子がいて、その子を含むと3人以上の子を養育している方
- 高校生年代の児童を養育していて、現在、児童手当・特例給付を受給していない方

お問い合わせ

猪名川町役場生活部こども課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

電話：072-767-7477

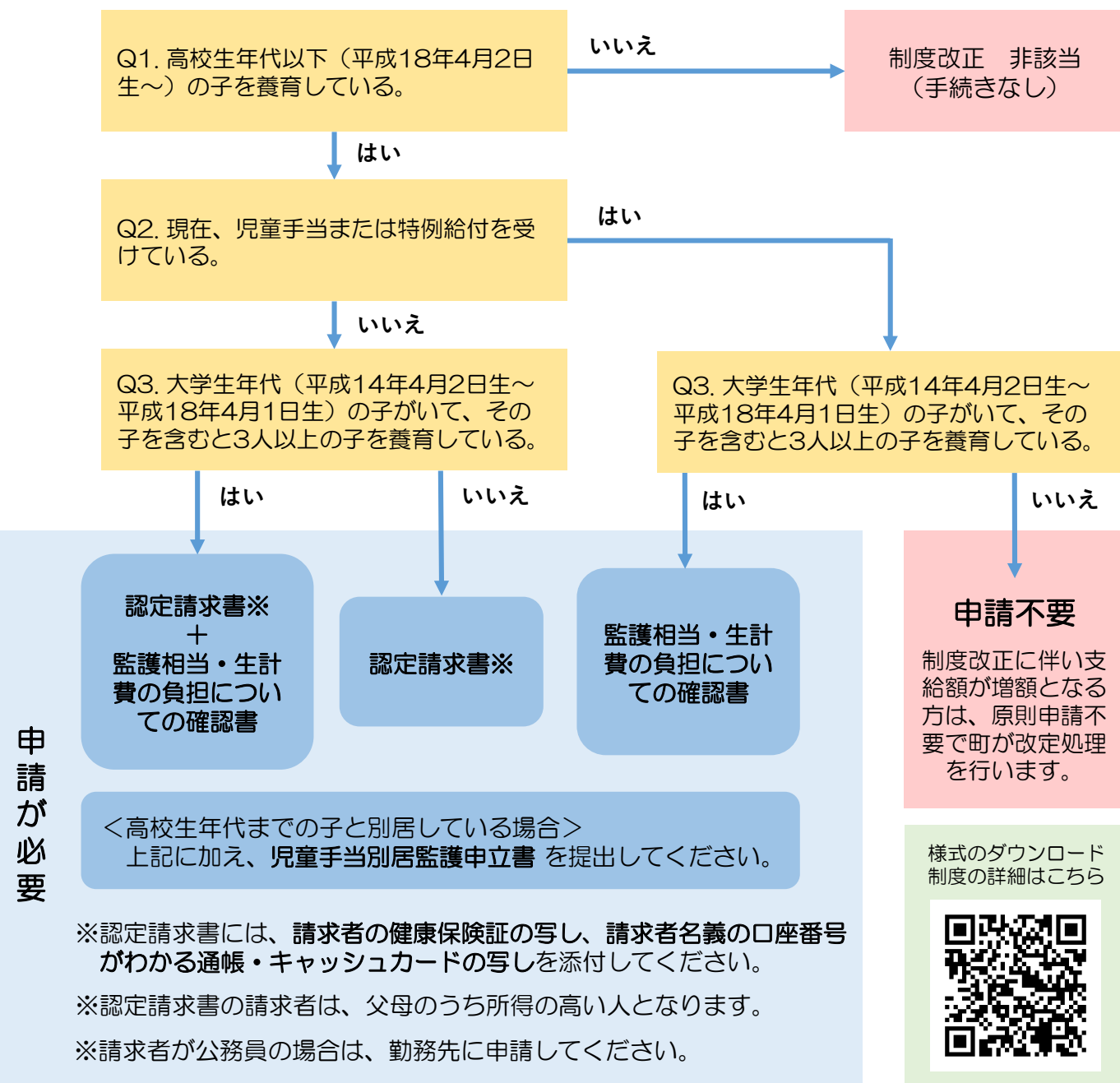
メール：kodomo@town.inagawa.lg.jp



裏面も
ご確認ください

3. 申請フロー・申請書類

以下は、一般的な申請フローです。 **申請が必要** に該当する方は、 **申請書類** を提出してください。



4. 申請期間

令和6年10月31日(木)までの申請：令和6年12月11日(水)に10月、11月分を支給予定

令和7年 3月31日(月)までの申請：令和6年10月分に遡って、順次支給

令和7年 4月以降の申請：申請があった翌月分からの支給

※手当を受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

5. 申請方法

郵送 または こども課窓口へ持参 ※郵送の場合、受付日はこども課に書類が到着した日となります。